



会報

やまぐち

No. 53

平成3年

4 月発行



山口県土地家屋調査士会

目 次

平成4年の年計報告	2
理事会・支部会合同会議	4
県用地簿・法務局登記部門・調査 士会協議会議事録	6
登記部門との協議会議事録	11
登記なんでも相談 岩国支部	13
企画委員会議報告	15
「4月1日表示登記の日」無料相談開催	18
支部対抗ボーリング大会開催	19
法務局人事異動	21
中国ブロック新報・広報部会に参加して	24
「新入会員研修会」	25
新本会長祝賀会開催さる	28
国民年金基金の概要について	29
「カルテで業務を進めよう」	30
「ライフサイクルに思う」	31
「限りなく永久に近い境界線」	33
事務局日より	35

発行 山口県土地家屋調査士会
 山口市駅通り2丁目9番15号
 電 話 (0839) 22-5975
 F A X (0839) 25-8552
 振 替 下関 9-11085

発行者 山口県土地家屋調査士会
 会 長 新本 清人
 広報担当副会長 兼川 良介
 経 務 部 長 八木 哲郎
 広 報 部 長 河村 誠一
 部 員 片山 康一郎
 堀家 勲

印刷所 桜プリント企業組合
 山口市旭通り1-1-6
 電 話 (0839) 22-1712

表紙のことは 天 橋

寿永4年3月24日(808年前)平氏は本州の西端、瀬ノ浦の合戦で源氏に敗れ、その短い栄華の夢を終えました。わずか8歳の安徳幻帝が祖母二位の尼に抱れ「波の底にも都の候ふぞ」の言葉とともに、波間におかぐれなりました。その命日に女隠に身を落した平家の官女達が幻帝をとむらうため参拝したことに始まった平家衰史のロマンです。



平成四年の年計報告から

平成4年1月～12月末日までの、年計報告書が出揃い、集計作業が終了した。

昨年は新報酬体系の基でスタートし、運用された初年度であった。業務部におかれては、改正に伴う研修で一段と多忙な会務を消化して戴き、大変御苦労さまでありました。結果は別表の通りであります。

年令別に見ると、一般的に社会で言う定年を越える人、つまり65才以上の約30%弱の会員の方にあっては、年収が著しく少ないのが目立ち、新入会員の低年層を除き、概ね、会の平均値以上で推移していることが判明した。又支部別で見ると、概ね均等であることが判明したものの、1,000万以下の年収会員が62%強であり、兼業者の関係もあるとは思いますが、一考を要する結果となった。

一般的に専業者の報酬は適正運用されている様に見受けられたが、兼業会員並に高令者会員の方々にあっては、件当たり報酬に極度に低廉な者も見受けられ、更に、研修を重ねて、適正報酬の運用を計って戴きたい人も見受けられ、更に分析を行い、業務部において、報酬運用に関する特別研修も考えて戴きたいと思えます。いずれにしても新報酬体系での運用初年度であり、多少の試行錯誤はあったものと思えますが、国民の権利意識は日増に強くなり、又表示登記の重要性も、国民に理解され、土地家屋調査士に掛かる責務は、今や他士会にその類を見ることが出来ないほど負担を強いられています。

調査実施要領に基づき、慎重に業務を遂行する為には、低廉な報酬で業務処理が出来る訳がない昨今であります。

業務処理に当たっては、充分業法に精通され、国民の信頼に答えることの出来る業務を適正報酬を得て処理して戴き、土地家屋の正確な表示と、地位と信頼の確立を計って戴く様付言し、年計表から見た様子を報告致します。

年齢別・年間取扱金額別・会員数（平成4年分）

年齢別	100	300	600	1,000	1,500	2,000	3,000	3,000	会員数	平均1人当 年間取扱金額
	円未満	円未満	円未満	円未満	円未満	円未満	円以上			
75才以上	7人	10人	5人	1人	2人	1人	0人	0人	26人	1,852,904円
65 "	14	11	9	8	4	2	1	0	49	4,804,226円
55 "	6	9	9	7	3	5	4	3	46	10,788,272円
45 "	1	6	7	8	9	7	3	7	48	14,805,085円
35 "	4	12	9	16	17	10	11	7	86	12,973,310円
35才未満	1	2	0	1	1	0	1	0	6	7,702,163円
計(山口会)	33	50	39	41	36	25	20	17	261	10,325,753円

支部別・年間取扱金額別・会員数（平成4年分）

年間取扱金	岩国	徳山	防府	山口	萩	宇部	下関	計(山口会)	比率%
100万円未満	6	2	5	4	4	8	5	33	12.6
300万円未満	15	10	3	5	3	6	8	50	19.2
600万円未満	8	6	4	7	4	6	4	39	14.9
1,000万円未満	6	9	4	8	4	5	7	41	15.7
1,500万円未満	5	7	3	4	1	5	11	36	13.8
2,000万円未満	4	1	3	4	2	6	5	25	9.6
3,000万円未満	3	3	1	5	1	5	2	20	7.7
3,000万円以上	3	3	1	2	1	3	4	17	6.5
会員数	49	41	24	37	20	44	46	261	100.0
平均年間取扱金額	8,613,795	9,981,555	8,978,057	10,690,008	8,245,702	12,631,442	11,565,233	10,325,753	

理事会・支部長会合同会議

平成5年1月19日・20日の両日、山口市湯田温泉に於いて、会長、副会長、理事、名誉会長、相談役並びに各支部長の出席により、又、今回から監事が会業務の執行状況の把握という意味で、監事2名の出席により開催されました。

この理事・支部長合同会議の概要は次のとおりであります。そのうち事務局職員執務規程の制定、慶弔規程の変更、及び高齢者福祉優遇規則の変更が審議のうえ可決されました。

議事

1 法司調三者協議会の報告

山口地方法務局管内は調査士1名につき5名以内となっているが最近この5名を超える場合の許可申請が出ているがその実態はどのようなものかというお尋ねのものがあつたが現在山口会では5名を超える許可を受けている調査士が4名おられるので早期に5名という定めにしようお願いしたい旨の報告があつたと説明があり、次のとおりの発言があつた。

- (1) 1名の調査士が管理出来るのは5名が限度でそれ以上管理出来るであろうかという疑念が有るという質問があつたのでそのように理解願いたい。
- (2) 今後永久標識埋設等、現場における業務の繁忙化を考えれば補助者の人員増が必要となる、公嘱の仕事、これは広域的な仕事であり、補助者の管理ができるので、そのあたりは法務局のご理解を願いたいと当協議会で申し上げた。

2 総務部より

- (1) 証紙貼付状況等調査結果について報告があり会員16名61件の貼付もれがあつた旨報告があつた。
 - 今年度は3件以上は会長指導とし証紙貼付もれの証紙相当額を調査で判明した分のみ徴収する。
 - 今後、常習的な行為であるなら貼付もれの12倍徴収する旨、總會等で議決する必要があるのではないかとの発言があつた。
- (2) 事務局職員執務規定の制定については一部字句修正のうえ可決承認された。
- (3) 山口県土地家屋調査士会慶弔規定の変更について
 - (ア)調査士会長表彰 3千円を5千円に変更
 - (イ)元会員が死亡した場合で、支部長より上申のあつた者2万円以内の金品
 - (ウ)会員の父もしくは母が死亡したとき2万円以内の金品

「養子の場合には養父、母が死亡したとき慶弔する。平成5年1月19日より施行期日とすることで承認された。」
- (4) 補助者使用届に添付する履歴書の様式を一部修正にのうえ決定された。

3 財務部より

- (1) ボーリング大会を3月20日(出)下関市下関ロイヤルボールで1チーム5名60名程度の出場を予定していると報告があつた。
- (2) 高齢者福祉優遇規則の変更について
改正点

- (ア)第2条の年間取扱件数の60件を50件に改正
 - (イ)第3条の月額会費の30%を50%に改正する
 - (ウ)付則1を「この規則は平成5年4月1日から施行する」
- 色々質疑応答があったが原案どおり可決承認された。

(3) 証紙会計の値上について

高齢者優遇措置の見直しや、研究室の予算等々支出増が見込まれ現在の財源では賄いきれない、財源確保ということで証紙を200円から300円程度値上したらどうかという議案が提出され、4月の理事会で審議願うので各理事さんによく検討して頂きたい。

4 業務部より

研究室5年度予算化について

組織規模 室長1名 研究員1名 一般研究員3～5名

予算年 500,000円

内訳 研究会議費 300,000 年6回
出張費 120,000
資料収集費 50,000
レポート作成費 30,000

テーマ 国土調査地籍図の利用に関する基礎研究
調査士事務所形態のに研究

研究室の約束事項

研究成果または、研究経過の報告を年2回以上レポートする

研究成果または、研究経過の報告を年1回本部研修会等の場で直接会員に発表する。

研究員の資格

レポート作成能力に優れた人 年間24日程度会務に参加し得る人

- ・ 昨年の総会で決議を頂いているのだから会員も認識されている。
- ・ 必要だから研究室を作ったので内容をどのように整えていくか3月の企画員会議で各支部の意見を持ち寄って頂きご検討を願いたい。

5 支部長会より

- ・ 証紙は非常に大事な財源であるので添付漏れの多い会員に対し会長指導だけで終わらすことなく不足全額を徴収して頂きたい。
- ・ 履歴書についてはおおむね結構だと思ふ学歴の次に職歴を免許資格賞罰はひとつの欄にまとめたらという意見があった。
- ・ 研究室の案は非常に立派な案であるがこれを継続して行くことになると非常に労力と金がかかるそれが中途半端にならないようにして頂きたい。
支部長会としては是非必要なものでしっかり頑張って頂きたい。
- ・ 行事予定は本部が決まったら早く支部に報告してほしい。
- ・ 2月1日の法の日記念行事

法務局が主催で調査士会、司法書士会が協賛の形で開催となっているが局、各会の連絡協力体制がよくないので協力して開催するよう意見を出して頂きたい。

閉会11時55分

山口県用地課・法務局登記部門・調査士会協議会議事録

山口県土地家屋調査士会

1. 日 時 平成4年10月20日(木)午後1時30分より

2. 場 所 山口県司調会館会議室

3. 出 席 者

法 務 局 黒瀬首席登記官、中川表示登記専門官

用 地 課 田中係長、大谷主事

調査士会 新本会長、高田副会長・瀬口・西本

山根・水津各理事

4. 協議事項

(1) 地籍調査完了地区の地図の取扱について

(調査士会説明)

要旨：地積調査によって取り扱われた長狭物は地図上では別紙図1のとおりとなっている、この長狭物中の土地の1筆々々を調査する場合の手続き方法について協議したい。

(法 務 局) 長狭物についての調査は、なされていないが、周辺が地図として作成されているところから、一種の筆界未定内の取扱に準じて取り扱うことと考えている。

(調査士会) 地目変更や、合筆登記といった種類の登記も、地図訂正後でないと受理出来ないか。

又、地図訂正も地積更正登記と同時でないと受理できないか。

(法 務 局) 筆界未定地の取扱と同じ取扱である。

(調査士会) 旧分間図の利用方法、並びに取扱上の考え方について、国調地域で旧分間図を添付させるのは、国有財産かどうかを確認するためということだが、土地の地番配列や、位置、形状について旧分間図は参考にされないか。

(用地課) 国調地域の道、水路等が、国有財産であるか、どうかの根拠として旧分間図を利用している。又、同時に旧分間図によって、土地の地番配列、位置、形状等を確認し、隣接申出人の確認や、利害関係人の特定の資料として利用している。

(調査士会)

これから、調査士会会員からの提出事例によって協議したい。

(用地課) 了解

(法務局) 了解

(事例1から事例4までについて協議)

事例1

下図1のような筆界未定地について

(調査士会) 国有財産(道)との境界確認協議は筆界未定地解除後でないといけない。

(用地課) 旧分間図等で、協議申出人が明らかであれば可能である。

事例2

下図2のような筆界未定地について

(事例1と同様)

図1

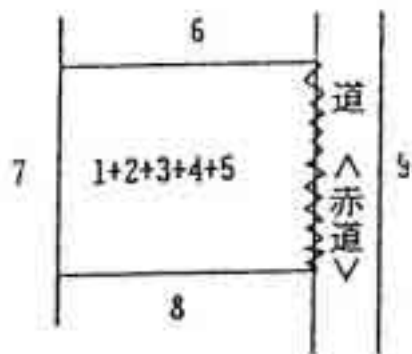
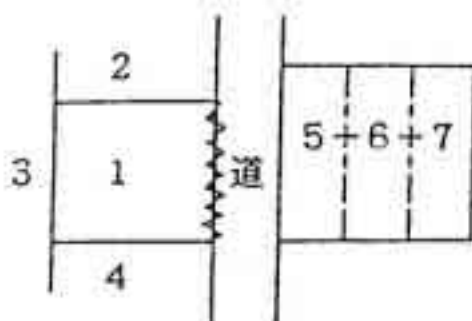


図2

※確認区間 



(解説)

会員の相談事例は典型的な事例であったが、上記回答は、国有財産(道)の境界線が表示されているから、協議が可能だとの回答となったと思われる。

応用問題として、下図3の様な筆界未定地内に道が含まれている場合について問うたところ、研究課題が残ることとなった。

図3

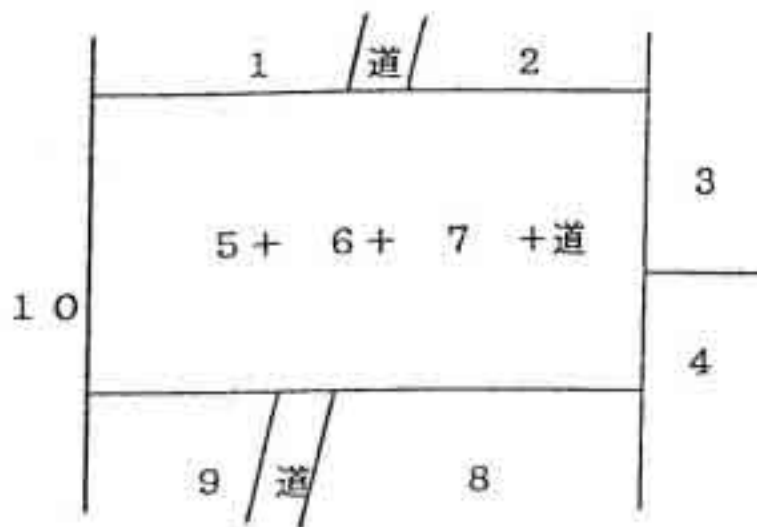


図4の様な筆界未定地の場合、現地での協議が整えば国有財産管理者として積極的に地図訂正の申し出者の一人となる旨の回答を得た。

従って、国有財産管理者としては、この地図訂正が完了した後に、境界確認協議書を交付するものと考えているとの回答である。

厳密に考えるなら、境界確認協議書の交付がないと、道に隣接する、5、6、7との境界が確定しないと解釈すると、地図訂正の申し出と同時に地積の更正登記を申請すべしとする法務局の指導は不可能となる。

業務部としては、地積更正登記に必要な全資料等提供した場合、地図訂正の申し出者となる承諾書交付時点で境界確認協議書の交付が受けられないものか、申し入れたところであるが、未回答であった。

問題点として、国有財産の境界確認協議の申し出人は、全てが登記手続きや、法律に明るい専門家だけではないことから、登記業務上の取扱だけに焦点を合わせる訳にはいかないということだろうか。

事例3

下図4のような筆界未定地について

(調査士会) 1の土地について、筆界未定地の一部解除は認められるか。

(法務局) 筆界未定地は、原則として一部解除は認めていない。

図4

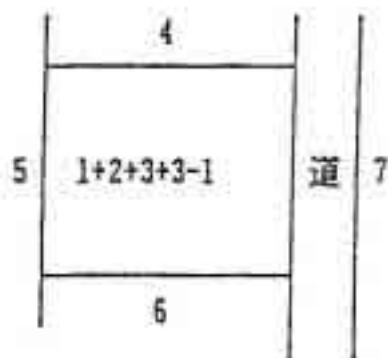


図5



(解説)

筆界未定地の解除にあたっては、一部解除によって筆界未定地内に部分的に筆界が記入されることになるが、この記入が他の筆界に影響しないと断定しがたいと考えられる。

解除された筆界をめぐる新たな紛争を誘発させる恐れがある。

事例4

下図6・7のように旧分間図と地積図が異なる場合について

(調査士会) 用途変更申請が受理されていない場合、境界確認はできないか。

(用地課) 特別な例は別として確認協議を行っている。ただし、国有財産の機能管理に問題がある場合は応じられない。

図6

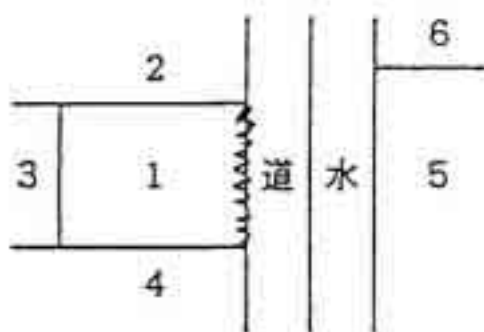


図7



(解説)

図6の水路が、国有財産の中に作られたものか、国有財産の外に作られたものか判別しづらい。

例えば、水路が民有地内に作られ、国有財産の一部が民有地内にとり込まれたとする場合も考えられる。

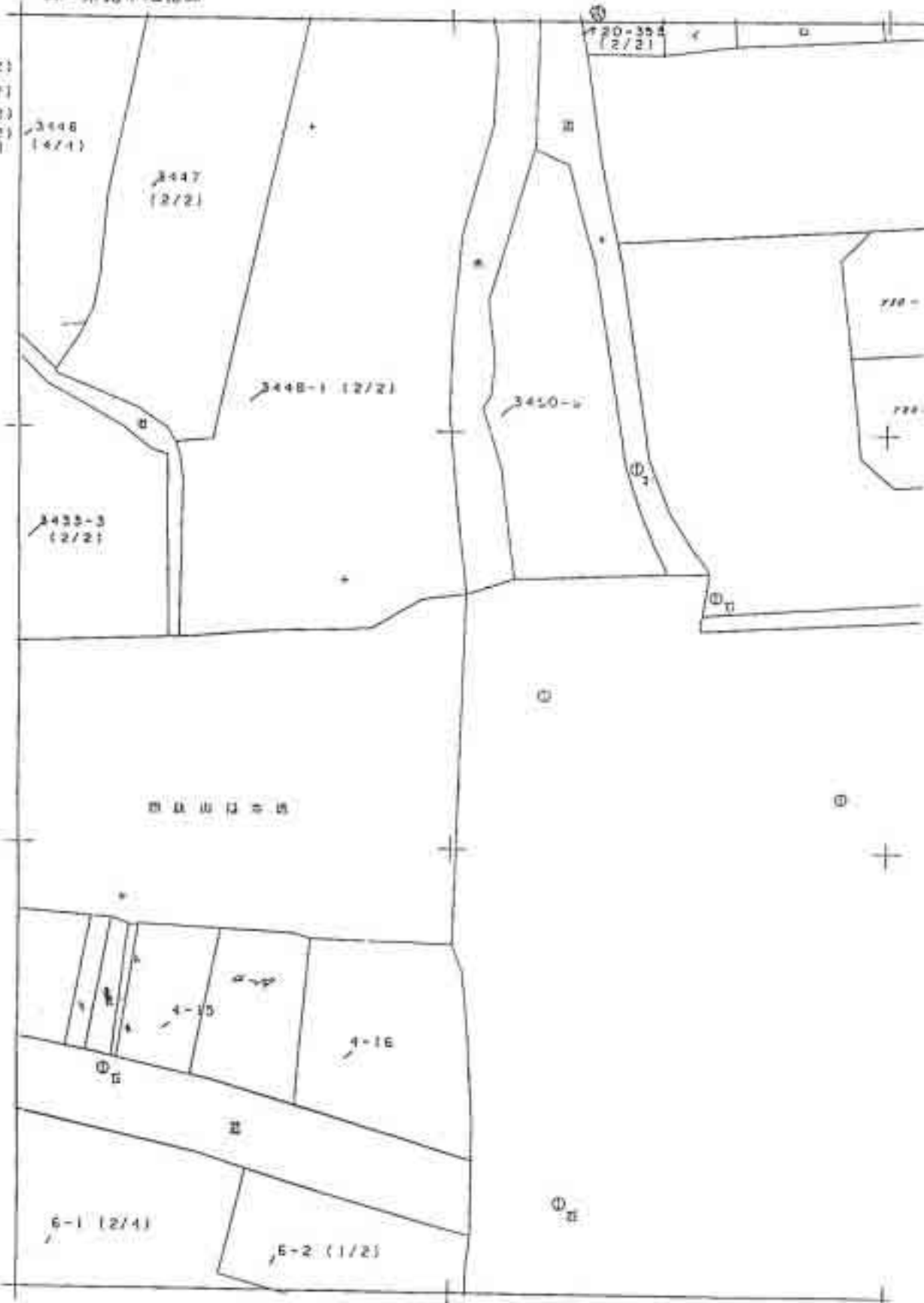
浅江

別紙図1

光A12-1

虹ヶ丘二丁目
 虹ヶ丘三丁目
 山口県光市地籍図

- 30-281 (2/2)
- 30-283 (2/3)
- 30-286 (2/3)
- 30-287 (2/3)
- 30-2 11/11
- 20-2 (4/4)
- 13
- 12
- 11



-225.16

登記部門との協議会議事録

山口県土地家屋調査士会

1. と き 平成4年10月27日(火) 13時より
2. と ころ 山口県司調会館会議室
3. 出 世 者 法務局登記部門 黒瀬首席、中川表示専門官
調査士会 乗川・高田副会長、瀬口業務部長
山根・水津・西本理事
オブザーバー 宮崎徳山支部長

4. 協議事項

(1) 建物所有権の持分確認について

建築確認書に記載してある建築主と登記申請者(真実の所有者)が異なる時、どの様に添付書類を作成すべきか。

従来の取扱協議では、別表の様な場合、権利を失う者のみ上申書を添付していた。

最近、別表のいずれの場合も、A及Bの上申書を要求される様になってきているが、不必要な書類の添付はいかがなものか。(支部長)

持分についての登記の時、委任状に持分が記載してあれば、持分の協議書の添付は不要ではないか。(業務部)

管内の実態は、全般的に確認書の建築主と申請人が異なる時は、双方の上申書を添付させているようである。持分が異なる時にも同様である。

持分等の記載が確認書の記載要件とも考えられないところから、これと異なる申請であるからといって、機械的に上申書を要求するといったことには疑問をもっている。

委任状や、工事引渡書等に持分の記載があればよいのではないか。(登記部門)

持分の登記について、うっかり贈与等が発生したりする傾向があり、後日の登記錯誤をなるべく少なくするため、下関支部の調査士と、下関支局登記官とで協議し、業務上の慣例として添付することとなったものである。調査士、登記官とも、添付は不用であるとの意識はもっているものの、添付しても特に困らないとの意識のもとに合意し、慣例化したものである。(業務部)

共有者で登記をするとき、調査士は、どの様にしてこの持分を確認する方法をもっているかということが問題となる。申請者本人は委任状記載の際にうっかりと持分記載したために、贈与税が発生したりしないともかぎらない。

したがって、調査士各位は、共有者で登記するとき持分の協議書という書面で確

認しているようである。したがって、上申書を添付しなくとも良いと考えている。宇部地区では、持分の協議書を添付して登記手続きをしているが、法実体上不要な書類で登記官が添付することを強制することには疑問をもっている。

表示の登記は形式的にながされないことだと思う。(業務部)

法律上要求されていない書類を表示登記だからと言って安易に慣例化されたり、強制したりされると、一般申請者に負担をしいることになるので、再考してほしい。

(支部長)

上申書について印鑑証明書の添付をすることについて、上申の内容を実印で担保することに問題はないのだろうか？(業務部)

上申書を添付する前提に立てば、これに印鑑証明書を添付することは当然である。

(一同)

私は、共有持分の登記をする時には、持分協議書を添付しているが、他の書類から判断して不利になると思われる人の印鑑証明書を添付するようにしている。

(業務部)

法律上要求されていない書類については、容易に強制しない様と考えている。初めにでた建築確認書の建築主と申請書の所有者が異なる場合、従前の取扱で上申書の添付をおねがいしたい。

ただし表の④は、上申書は不要で良いと考える。

ただ、表示登記の際、登記事項を証明する資料となるので委任状等はなるべく自署の慣行をお願いしたい。

また、持分等について調査書に記載していただきたい。(登記部門)

別表

	建築確認書の建築主	登記申請者	上申書の添付
①	A	B	A
②	A	A B	A
③	A B	A	B
④	A B	2 / 3 A 1 / 3 B	A B

「登記なんでも相談」

岩国支部 浦井 義明

不動産登記制度記念の日の「登記なんでも相談」は、平成5年2月1日（月）、岩国市民会館において開催された。岩国支部会員と、法務局職員、司法書士会岩国支部会員が相談者となって行われた。前日の1月31日には、新本会長の勲五等瑞宝章受章記念祝賀会が行われ、支部役員には連日の会務御苦勞様でした。

担当者は、新聞（地元紙及び各紙）や市町広報に行事案内の記事掲載を依頼し、法務局の車両による街宣等のPRに努めたりと、準備に余念がなかった。当日は、特注の印紙入れ付きの朱肉を記念品として用意したり、パンフレット各種を会場に備え置いて、一般相談者を待ち受けた。そのわりには来訪者は少なく、相談件数は、相続に関するもの4件、境界に関するもの4件の合計8件と低調なものであった。

相談コーナーの隣室では並行して日調連作製のビデオ「杭」や「調査士法制度40周年記念講演」の放映を行ったり、法務省民事局や日司連の不動産登記関係のビデオも併せて放映した。

本年度の会場は当初、萩の予定であったらしい。急遽岩国に変更されたことにより、当支部への通知が遅すぎたため、会場の選定、広報への依頼（市報1月号の締切を過ぎていた）等に支障をきたし、十分な広報活動が出来なかった。3日後の2月4日には、同じ会場で、行政官庁共催の行政相談が開催されたり、4月1日には、調査士会主催の表示登記相談日が開催される。同種の催しが続けて一時期に集中し、気候的にも市民にPRするには条件の悪い設定であると思われた。





企画委員会会議報告

平成5年3月19日午後1時30分より司調会館で、平成4年度第2回企画委員会を開催しました。

出席者 本部 副会長 高田吉雄
業務部長 瀬口潤二
担当理事 西本聡士
山根 勇

岩国支部 浜田年一

徳山支部 山本紀夫、戸倉茂雄

防府支部 三刀屋康之、桧山高明

山口支部 本間正幸

萩 支部 藤津 浩、伊藤正典

宇部支部 高杉千河生、上原英治

下関支部 下野洋二、白木 博

協議事項としては、別紙のとおり平成4年度の研修結果と、平成5年度の研修計画を各支部ごとに発表してもらいました。

この中で、防府支部では、鋼巻尺で100m程度の基準場を作り、光波測距器の点検や、他器種との比較をしたとのこと。

後日、その時の記録も発表するとのことと期待したい。

早いもので、前出の出席メンバーでの企画委員会会議は、平成3年、4年度と4回の会議を開催した訳で、今回が最後の集まりとなりました。会議の空気にも慣れたせいか、今回が一番発言が多かった様に思いました。

会員研修は、各支部単位でやれば、本

部研修など必要ではないのではないかと
いう意見から、本部はもっと頑張れるはずだという痛烈な意見もでておりました。

本部業務部のこの2年間のテーマは、「永久標識の埋設」一点にしぼって、企画し、各支部へ伝達しようと考えておりました。各企画委員会での業務部の発言、総会での方針発表、本部研修会や報酬研修会でのメインテーマは、全て「筆界に永久標識を!!」そして、「現地の安定を」と訴え続けたつもりであります。

しかしながら、この業務部のメインテーマが、会員各位にとっては、必ずしも明白ではなかった様です。

「現地の安定化」は、土地家屋調査士業務の永遠の課題ですが、課題で終わってはならないと思います。「何をなすべきか」「何からなすべきか」「どうしたらよいか」を会の意志として提示し続けなければと考えています。

「永久境界標を入れない人は土地家屋調査士ではありません。」とか、「永久境界標が入っていないと分筆できません」といったポスターを作ったら良いという意見もでておりました。

これに対し、永久標識を入れることに反対するものではないが、会が指導する「会標」プレートを永久標識の埋設業務として埋設し、報酬を請求したところこの「会標」プレートをはがしてくれと言

われ、はがした上、その分の報酬を減額されたという実体験も聞くことができました。

本部研修会で、泊まり込み研修はやめるべきだという意見と、泊まり込み研修を続けるべきだという意見もでておりました。

今回の本部研修については、6つの企画がありました。①基調講演、②パネルディスカッション、③懇親会、④寸劇ビデオ鑑賞、⑤杭打実演、⑥他会との交流ですが、全部の企画について、多数少数の賛否あるものの、両極端なアドバイスや意見がでております。(あちらをたてれば、こちらがたはず)

賛否両極端な評価が存在することは、業務部としては「やって良かった」企画だと総括し、次期の業務部へ引き継いでいくこととしました。乞う御期待!!

平成4年11月30日付でしたアンケート(本部研修の集計)結果

アンケートの返ってきた枚数 50通
(本部研修参加者 100名)

〈アンケート結果〉

Q1 研修会に参加して良かったかどうか?

- 1. 大変良かった 24%
- 2. 良かった、又参加する 50%
- 3. 良くなかった、次回に期待する 8%
- 4. もう参加したくない 4%
- 5. その他 4%

Q2 研修会のテーマが理解できたか?

- 1. 良く分かった 50%
- 2. 何と無く分かった気がする 24%
- 3. 焦点がぼけていた 14%
- 4. 全く分からなかった 0%
- 5. その他 12%

Q3 会場設営についての評価

- 1. 良くやった 64%
- 2. こんなものだ 16%
- 3. 何とも感じない 0%
- 4. その他 20%

Q4 参加する個人負担額 …… (8,000円は?)

- 1. 高い 4%
- 2. 普通 60%
- 3. 安い 6%
- 4. 企画の内容によってはもう少し個人負担しても良い 12%
- 5. その他 18%

Q5 パネルディスカッションの人選と進行について

- 人選
 - 1. 良かった 68%
 - 2. 良くなかった 8%
 - 3. その他 24%
- 進行
 - 1. 良かった 26%
 - 2. 普通 40%
 - 3. 退屈 12%
 - 4. その他 22%

Q6 基調講演について

- 1. 受講して良かった 52%
- 2. 普通 30%
- 3. 退屈した 0%
- 4. その他 18%

- Q7 今回の研修会の企画中最良かったもの(複数回答による)
- | | | | |
|----------------|-----|------------|-----|
| 1. 基調講演 | 18人 | 3. 懇親会 | 7人 |
| 2. パネルディスカッション | 14人 | 4. 寸劇ビデオ鑑賞 | 25人 |
| | | 5. 杭打実演 | 12人 |
| | | 6. 他会との交流 | 12人 |

平成4年度支部研修実施状況及び平成5年度計画

平成4年3月19日調

支部	項目	第1回	第2回	第3回	平成5年度計画
岩国支部	日時 内容 人員 費用	4.11.7(水) ○図根点設置地区の検測 測量実技指導 ○地目混及地域の表示登 記の事務処理について 31名(土20・補11) 181,000円			
徳山支部	日時 内容 人員 費用	4.9.4(金) ○不動産表示登記の申請 手続きについて 30名 158,632円	4.10.22(木) ○GPS測量について 32名 78,501円		
防府支部	日時 内容 人員 費用	4.7.18日～19日(土～日) ○改定報酬額の支部内運用に ついて ○境界確認書の書式改定につ いて 15名 230,525円	5.3.6(水)13:30～ ○光波測距器の点検及 び他器との比較 18名 2,183円	5.3.6(水)17:00～ ○改定報酬額の運用及び 問題点について 15名 81,606円	
山口支部	日時 内容 人員 費用	4.4.18(土) ○報酬額研修会 28名 127,187円	4.6.17(金) ○所得税を中心とした 税務研修 (可調合同研修会) 19名	4.9.30(金) ○新借地借家法研修 (特に改正点について) 9名	
萩支部	日時 内容 人員 費用	4.10.27(水) ○国有財産の用途廃止申請及 び売却申請について(他業 種研修として、山口県庁行 政書士萩支部と合同で開催) 30名 28,610円			○県外研修 ○法務局、可調合同研修 会
宇部支部	日時 内容 人員 費用	4.6.13～14(土～日) ○節税対策について 31名 279,000円			
下関支部	日時 内容 人員 費用	4.7.18(土) ○報酬計算について 39名 39,920円	4.10.17～18(土～日) ○寸劇・討論会 (調査士業務における 紛争事件の処理) 43名 754,289円		

『4月1日表示登記の日』

無料相談盛大に開催される

平成5年度の「表示登記無料相談」を4月1日県下13会場で実施致しました。たくさんの相談に応じ、そのことが社会奉仕につながり、かつ、「表示登記」のPRと「土地家屋調査士」のPR、即ち対外的な宣伝を行うことができました。

相談会場で協力いただいた会員の皆様にお礼を申し上げます。

県下13会場で相談に来られた方の数は次の通りです。各会員はPRに努めましょう。

平成5年度「表示登記の日」無料相談解説場所

- 岩国市麻里布町2丁目6番8号
岩国郵便刻コミュニティプラザ
- 柳井市柳井山根西2564-63
山口地方法務局柳井出張所
- 徳山市岐山通1丁目5番地
山口地方法務局徳山支局
- 光市光井6丁目1-1
光市役所

- 下松市 大手町
下松市 市民館
- 防府市緑町1丁目9番1号
防府市文化福祉会館
- 山口市駅通り2丁目9番15号
山口県土地家屋調査士会
- 萩市平安古町599番地の3
萩地方合同庁舎
- 長門市正明市四区
長門市物産観光センター2階
- 宇部市松山町1丁目16-18
山口地方法務局宇部支局
1階会議室
- 小野田市第一日の出町
小野田市勤労青少年ホーム
1階相談室
- 厚狭郡山陽町鴨庄
山陽町福祉会館 1階会議室
- 下関市南部町1-1
下関市役所 1階ロビー

相 談 会 場	相談件数	相 談 会 場	相談件数
岩国郵便局コミュニティプラザ	2	萩地方合同庁舎	3
山口地方法務局柳井出張所	7	長門市物産観光センター	0
山口地方法務局徳山出張所	2	山口地方法務局宇部支局	4
光市役所	2	小野田市勤労青少年ホーム	5
下松市民館	4	山陽町福祉会館	0
防府市文化福祉会館	4	下関市役所	3
山口県司調会館	7	計	43

支部対抗ボーリング大会開催

財務部 田中拓朗

昨年が続いて、財務部主催の第2回支部対抗ボーリング大会を、下関ロイヤルボウルにて行いました。

さすがに最近のボーリング場は、すべてコンピュータ式で、楽にゲームができ、時代の流れを感じました。

今回は、法務局下関支局の方々にも2チームの参加をいただき、全部で12チーム、参加者60名と、大盛況の大会となりました。

昨年と同様1人2ゲーム合計で、今回は、女性の参加もあり、55才以上及び女性の方には、すこしハンディを差し上げてのゲームを行いました。

さて、結果ですが、ご覧のとおりで、やはり団体戦では宇部支部が優勝、そして個人戦では昨年に引き続きだんとつの実力をみせた宇部の鶴巻支部長が1位を勝ち取られました。鶴巻支部長は、いずれのスコアも200アップというすばらしいゲーム内容でした。

ゲーム終了後は、わが沖潮理事の設営で、下関シーモールパレスにて表彰式を兼ねた懇親会を行いました。

今回も、多数のご参加をいただき、大変盛り上がったボーリング大会となりました。ご協力いただきました皆様、本当にありがとうございました。

— 団体戦 —

順位	チームNo.	チーム名
1	7	宇部支部 (B)
2	10	役員
3	4	山口支部
4	2	徳山支部
5	11	法務局 (A)
6	6	宇部支部 (A)
7	5	萩支部
8	12	法務局 (B)
9	3	防府支部
10	8	下関支部 (A)
11	9	下関支部 (B)
12	1	岩国支部

— 個人戦 —

順位	選手No.	選手名	総得点
1	27	鶴巻 栄一	412
2	50	竹内 重信	362
3	53	中村 秀樹	358
4	46	新本 清人	329
5	1	是国 靖	325
6	17	田上 陽一	322
7	24	伊藤 正典	322
8	10	藤井 宏紀	322
9	32	西村 勲	321
10	29	豊野 佳秀	318



山口地方法務局平成4年度末・平成5年度当初人事異動一覽表

	職 名	旧	新	備 考		職 名	旧	新	備 考
総務	課 長	田村哲男	広津隆久		徳山	支 局 長	森 義則	末廣利夫	
	課長補佐	藤井靖生	藤本正美			支局長補佐	天野一美	水田一義	
	庶務係長	河村 保	松原純生			総務係長	中村和彦	竹内基晴	
	人事係長	横山好信	要田悟史			登 記 官	有田 知	天野一美	
	係 員	小田村悟	原沢源一			“	村田光男	國澤富三郎	
	“	波田さやか	赤根年茂校		“	山本 隆	有熊和郁		
会計	主計係長	藤田英夫	松村正博		山	係 員	勝部泰和	前田利隆	
	用度係長	吉武丈治	西村昭博			“	横山孝秀	古谷 訓	
	施設係長	松原純生	小野村悟			“	藤井美鈴	橋崎佳寿美	新規採用
	係 員		原田邦夫	(増員)		統括登記官	藤井欽也	勝部健二	
登記	統括登記官	中野好彦	藤井欽也		萩	登 記 官	松村正博	岡藤康通	
	“	野村幸子	和太 隼			登記専門職	津森正義	岡崎輝雄	
	“	釜谷和代	安宗厚子			係 員	原田 勉	妹尾祐子	
	登 記 官	橋 敦夫	西村和子	登記相談官		“	古谷 訓	中村英樹	
	登記相談官	岡藤康通	田中哲治	“					
	“	西村昭博	宇野秀穂	登記専門職	岩国	支局長補佐	岡崎和生	高橋利吉	
係 員	妹尾祐子	田中博幸		登 記 官		國澤富三郎	河村 保		
				“		山本勇夫	村田光男		
戸籍係長	小山 隼	松下 衛		登記調査官		原沢源一	高松恵子		
				係 員		大島 麗	小山 衛		
総務	統括上席書記官	末廣利夫	水津憲治			“	宮本博子	道端浩生	
	記 務 官	森脇秀仁	吉武丈治			“	小田桐香苗	佐賀紀恵	新規採用
人権	課 長	堀 生昇	佐々木正光						
	統括登記官	保坂一男	野村幸子						
	登 記 官	藤永幸成	田中 昭						
府	係 員	田中博幸	藤井美鈴						

	職名	旧	新	備考		職名	旧	新	備考
下 関	総務課長	谷口正人	小山 徳	新 設	新南陽	登記官(出張係)	永田一義	河村禮子	
	総務係長	武吉 勲	久富豊広			係 員	中嶋周一	垣村昌宏	
	戸籍係長		武吉 勲			登記調査官	竹内基晴	池永 真	登記専門職
	係 員	岡本紀子	佐内葉子			光 係 員	原田隆男	横山孝秀	
	登記官	田中哲治	岡本 隆	係 員	〃	林 明美	宮本博子		
	登記専門職	藤木 修	中嶋周一		須 登記官(出張係)	田中 昭	藤永幸成		
	係 員	小野一夫	波田さやか		佐 係 員	道端浩生	吉野 寿		
	〃	垣村昌宏	福田和幸		課 係 員	赤根年茂枝	勝部泰和		
	〃	永田裕美子	原田隆男		錦 係 員	前田利隆	林 明美		
	〃	中村英樹	荒瀬哲治		柳 登記官	岡本 隆	山本 隆		
宇 部	総務係長	西村和子	橋 敦夫	登記専門職	井	登記調査官	高松恵子	藤木 修	登記専門職
	登記官	河村雅子	福永 馨			登記専門職	池永 真	田中義則	係 員
	登記専門職	荒瀬哲治	金沢裕英			係 員	吉野 寿	小田桐香苗	
	係 員	福田和幸				久 登記官(出張係)	有熊和郁	山本勇夫	
		田中義則	大島 隆			賀 係 員	小山 善	小野一夫	
	〃	佐内葉子	岡本紀子			北 登記専門職	金沢裕英	永田裕美子	係 員
			浅井芳枝			南 登記官(出張係)	河村禮子	中村和彦	
						新規採用			
美 祿	登記官(出張係)	松下 衛	藤田英夫	登記専門職 (成員)	山 登記専門職	岡崎輝雄	原田 勲	係 員	
	登記官	久富豊広	津森正義		小野田 登記専門職	宇野秀穂	宮村美代子	係 員	
	係 員	宮村美代子							

転 出 (8名)			転 入 (10名)		
新 任 庁	現 職	氏 名	新 任 庁	現 職	氏 名
鹿児島局 次 長	総務課長	田村哲男	総務課長	岡山局 会計課長	広津隆久
岡山局 供託課長	総務課長補佐	藤井靖生	総務課長補佐	松江局出雲支局 総務課長	藤本正美
宮崎局 高千穂支局長	人事係長	横山好信	人事係長	広島局民事行政係供託課 供託係長	要田悟史
岡山局 登記部門 表示登記専門官	登記部門 統括登記官	中野好彦	登記部門 統括登記官	岡山局登記部門 表示登記専門官	和太 稔
岡山局 登記部門 訟務官	訟務部門 訟務官	森 聖 秀 仁	登記部門 統括登記官	広島局大竹出張所 登記官(所長)	安宗厚子
福岡局 庶務課長補佐	人権擁護課長	堀 生 昇	訟務部門 上席訟務官(統括)	松江局訟務部門 上席訟務官(統括)	水津憲治
松江局 川本支局長	岩国局 支局長補佐	岡崎和生	人権擁護課長	福岡局民事行政係総務課 総務係長	佐々木正光
松江局 供託課長	下関支局 総務課長	谷口正人	萩支局 統括登記官	松江局戸籍課 戸籍係長	勝部健二
			岩国支局 支局長補佐	広島局民事行政係戸籍課 戸籍係長	高橋利吉
			宇部支局 登記官	岡山局倉敷支局 登記官	福永 馨
退 職 (5名)			採 用 (2名)		
	徳山支局長	森 義 則	徳山支局係員		橋崎桂寿美
	登記部門 統括	釜谷和代	岩国支局係員		佐貫紀恵
	防府支局 統括	保坂一男	復 職 (1名)		
	徳山支局 登記官	有田 知	宇部支局		松永憲昭
	宇部支局 登記官	河村雅子			

中国ブロック総務・広報部会に出席して

平成5年2月12日岡山ターミナルホテルに於いて、総務広報部会が開催され、総務部会には東川副会長と八木、広報部会には河村部長が出席した。総務部会では次の様なことが話し合われた。各単位会に於ける会費、共済会費等の徴収額、除費、日当、宿泊費等の額、会費未納の会員がある場合の取扱手順及びその処理等の情報交換、財源不足傾向にある会の運営を維持して行くための財源確保の方法、証紙や、市町村からの助成を得る方

法等の意見が交わされた。

各単位会の資料を集めて比較表を作成し、各事務局に知らせることにした。

中国ブロック協議会の存在意義についていろいろ意見があるようであるが、実務担当者として、他会の活動状況や資料、情報の交換をしたり、他会の担当者と知りあったりするためには必要であり、もっと活用すべきであると感じた一日であった。

総務部長 八木 哲 郎



広報部会では、岡山・広島・鳥取・島根のベテラン各部長さんが出席され、お互いの情報と意見を交換しあった。各会の年間の広報関係の予算規模をふりだしに話が進んだ。島根と鳥取会が約150万円、岡山会が300万円、広島会が500万円とのことだった。各県の部長さんの話を聞いて驚かされたのは、かなり、PR活動即ち宣伝を熱心に行われていたことだった。例えば、駅にポスターを貼るとか、新聞の一面に広告を入れるとか、テレビにスポットを入れるとか、毎年、定期的に活動をしているとの話だった。特

に、当会としてもやってみたいと思ったことは、PR用の「看板」のことだった。広島会が毎年1支部に1個ずつ設置していることを聞き、ずっと目にふれている看板は宣伝力があるので、来年度にはぜひその予算を請求したい。山口会は対外的PRがまだまだと思った。

昨年9月の中国ブロック協議会や今回の総務部・広報部担当者会議に出席して、自分では思いもよらないことを他会では行っており、非常に参考になる情報ばかりで有意義な会合だった。

広報部長 河村 誠一



「新入会員研修会」開催される

来る3月2日(火)に、新入会員の研修会が、司調会館で行われた。

19人の内の15人出席のもと、朝10時から夕方4時までスケジュール多い研修会だった。始めに、総務部担当で、栗川副会長・八木部長による「土地家屋調査市法概要」と「土地家屋調査士会会則」の説明があった。

次に広報部の河村部長から「広報活動」について話がなされ、財務部からは田中部長により「各種共済制度及び保険について」と竹内副会長から「公職協会」について説明がなされた。

昼食後、会長挨拶があり、会員の自己紹介の後に、業務部の高田副会長と瀬口

部長から

「土地家屋調査士の実務概要」

「地図の備付けのない地域の取扱について」

「土地家屋調査士業務と民法のかかわり」

「報酬額運用の説明」

の本日のメインの実務についての話があった。新入会員の多くが、補助者の経験があるせいか、全体的に質問が少なかったが、これからは有資格者なので、熱心に聴講されていた。新入会員には、会の動きや業務について大変参考になったと思われる。





信頼をお届けします

UBEX

株式会社 ウベックス

本 社 電話番号 (0836) 21-1147
 下関営業所 電話番号 (0832) 32-0113
 山口営業所 電話番号 (0833) 23-0388

FUJI XEROX

取扱商品

- 複写機(セロックス)
- ワークステーション
- ファクシミリ ●ワープロ
- パーソナルコンピューター
- オーバーヘッドプロジェクター
- その他のOA関連商品

宇部営業所 電話番号 (0836) 21-1147
 防府営業所 電話番号 (0835) 21-7771
 萩営業所 電話番号 (08382) 8-0431

新本会長叙勲祝賀会が開催される

去る1月31日岩田国際観光ホテルに於いて、250名の参加のもと新本会長の叙勲祝賀会が盛大に開催されました。

これもひとえに会員各位の御協力、特に地元岩田支部の方々の強力なお力添えによるものと感謝して居ります。

乗川副会長の挨拶、竹内副会長の司会運営、高田副会長の会場設営など、会も盛り上がり、参加された方々からこれだけの多人数にもかかわらず、盛大であり

スムーズに運営された会は、ほかには少ないとおほめの言葉を頂戴しました。これも新本会長の人徳であろうと思います。

これからの先生の益々の御健勝と御発展をお祈りします。

尚、新本会長からお礼の気持ちとして、見事な絵を会に寄贈されました。絵は、可憐全館2階の小会議室の壁に飾ってありますので、御来館の際は是非御覧下さい。



国民年金基金の概要について

老後に備える

安心です



土地家屋調査士

土地家屋調査士・補助者の方々が、ゆとりある老後を過ごすことができるよう基礎年金の上乗せ給付を行う新しい公的な年金制度です。

●掛金月額表・抜粋 (単位：円)

加入時 満年齢 (歳)	1口め			2口め以降			確定年金 コース
	終身年金			終身年金			
	A型	B型	C型	A型	B型	C型	
	年金月額3万円			年金月額1万円			
20	2,850	2,550	1,800	950	850	600	600
25	3,600	3,300	2,550	1,200	1,100	850	850
30	5,100	4,500	3,300	17,00	1,500	1,100	1,100
35	6,900	6,000	4,800	2,300	2,000	1,600	1,600
40	9,900	9,000	7,200	3,300	3,000	2,400	2,100
45	15,300	13,500	11,100	5,100	4,500	3,700	3,200
	年金月額2万円						
50	17,800	16,000	13,600	8,900	8,000	6,800	5,600
	年金額は加入する月額によって異なります						
55歳以上	19,100	17,300	14,900	19,100	17,300	14,900	11,800

加入資格

国民年金の第1号被保険者で、満20歳以上60歳未満の会員及び補助者の方が対象となります。

加入方法

各調査士に「加入申出書」がありますので必要事項記入のうえ、「資格証明書」を添付し、土地家屋調査士国民年金基金に提出して下さい。

年金の種類

(1口目の年金は終身年金で、A型、B型、C型の3種類から選択)

●終身年金(1口目)

A型

65歳から支払い開始。15年保証期間つき。死亡の場合は、80歳までの残りの期間分を遺族の方が一時金で受け取れます。年1回のボーナス給付がついています。

B型、C型

65歳から支給開始。B型は保証期間はありませんが、その分掛金が安く、年1回のボーナス給付もついています。また、保証期間もボーナス給付もないC型もあり、掛金はさらに安くなっています。

●終身年金(2口目以降)

1口目と同じ型を選択して下さい。

口数は掛金限度額内で任意に設定でき、毎年4月1日に増口・減口ができます。

●確定年金コースは、終身年金A、B、C型に加入した方が2口目以降に選択できる制度です。65歳から支給開始。75歳までの10年確定年金で、年1回のボーナス給付つきです。

保険料払込方法

●掛金の額は加入時の年齢より異なります。

●掛金は、初回から指定の金融機関の口座から自動振替されます。

税方上の取扱

●掛金は全額、社会保険料控除の対象となり、所得税、住民税が軽減されます。

●お受取になる年金は、公的年金等控除が適用されます。

カルテで業務を進めよう

岩国支部 浦井 義明

私が使用している事件カードの一部を紹介しましょう。お医者さんが作っているカルテのまね事です。私はシステム手帳愛好者ですから、当然にリフィルとして活用しております。並べ替え、取り外しが簡単に出来ます。土地は水色の、建物は薄いピンクの用紙に印刷し、どちらの仕事か一目瞭然にしております。

コンピュータでの情報管理は1500件以上でないとあまり効率的ではありません。それ以下の場合はカード式情報管理の方が適しております。

依頼があると上から順に記入します。その後は、行動した事、打合せしたこと、電話の内容、気付いたことをどんどん書き込みます。裏面には現場の状況、略図、

報酬額の計算と何でも記入します。

いろいろな業務を行うことで大事なことは優先順位を付けることです。毎朝その日にしなければならない事件順にこのカード並べ替え、その順番に従って業務を処理していきます。

いつも持ち歩きますから、事務所内のみならず、どんな所においても業務に関しての連絡が出来ます。

業務終了後は、氏名順で一応保存しておりますが、所在順でも日付順でも並べ替えることができます。何年後でも、他の者がこのカードを見れば、事件の概要がわかるという、まさに私製の事件簿です。

The diagram shows a business card template with the following fields and annotations:

- 委託の日** (Date of commission) and **名前の子文字** (Name initials) at the top.
- 21+2200** (Phone number) in the top right.
- FAXは+の記号を使う** (Use + for FAX) on the left side.
- 依頼者または所有者** (Client or owner) on the right side.
- 不動産の所在地** (Real estate location) on the left side.
- 地図番号** (Map number) on the right side.
- 業務内容** (Business content) in the middle section.
- 右端にかかった時間を記入する 生産性を計算できる** (Record time spent on the right to calculate productivity) on the right side.
- 日付と行動のメモ 電話のやり取りも記入する** (Date and action memo, also record phone calls) on the left side.

At the bottom, it says: 551事務所 0201-10-10 Fax 21-2667

ライフサイクルに思う

下関支部 前田博司

江戸時代においては、武士と庶民とはまったく別個の生活習慣を持っていた。例えば武家社会においては、女性は「嫁しては二夫にまみえず」といった倫理規範を強制されたが、長屋の八つつあん熊さんたちの間では、亭主に甲斐性がないと噂の方からさっさと見限られるし、連れ合いが亡くなれば誰か適当な者とめあわされる、いわば「割れ鍋に閉じ蓋」といった諺が通用する世間、そんな違いがあった。

また武家社会では、職務は世襲制度のために、個人がどんなに頑張っても石高は増えなかったが、庶民は手に職さえあれば、食べ物とおてんとうさまはついてまわるといった気楽さであった。つまり庶民層にあっては、人間の価値がその人の能力や行動で量られた。

ところが御一新になって、四民平等の世となると、この生活の規範がみんな侍の基準に合わされてしまった。明治以降新たにできた会社制度は、これまでの幕藩体制と同様に、定年までの終身雇用を保証してくれた。それは幕藩時代のように、親が隠居してその子が後釜に座るといった世襲制ではなかったが、人々の平均余命が低いうちは、会社の終身雇用制度はそれなりに効果的に機能した。

明治38年の統計によると、人々のライ

フサイクルは、女性に例をとるならば学校を12.5才で卒業して23.1才で結婚、平均4.71人を産み、末子の出産が38.0才で58.7才には夫が死亡し、それから末子の結婚を63.2才で迎えて、63.5才で生涯を閉じるというものだった。つまり余生といったものはほとんど無かった。

この国で資本主義形態が発展を続け、企業がおおむね拡張の一途をたどっていた戦前にあっては、世間はこのライフサイクルで就業が回転していた。男たちは定年を迎えるとまもなく人生を終えていたのである。だから還暦に価値があり、還暦を迎えることが掛け値なしに祝われた時代であった。

ところが現在はどうか。昭和35年にはすでに、日本人は80才前後の平均年齢に達した。この年の女性のライフサイクルは次のようなものとなっている。

学校卒業は19.2才で、結婚が25.5才、平均1.75人を産み、末子の出産が29.0才で、末子の大学卒業が51.5才、その末子が55.9才の時に結婚した後は、夫との二人暮らしが続いて、73.6才ようやく夫が先立ち81.8才でそのライフサイクルを終えることになる。

こうした高齢化社会になると、企業としても定年を延長するなど多少の優遇措置を講じたにせよ、どうしても高齢者を

多数抱えることによる生産効率の低下は免れず、企業の生産性から考えると、ある年齢でもって高齢者をお払い箱にせざるを得なくなり、そのため人々は否応なしに第二の人生を歩まなくてはならないことになる。つまり終身雇用が日本経済発展の根拠であった時代は終わりを告げ、これまでの侍原理の社会形態が破綻を来たしたことになる。

すでに企業は競争の原理を前面に掲げて、定年のハードルを低く設定し、高齢者を積極的に排除し始めている。そうした社会の到来を控えて、かつての庶民社会の生活原理が再認識され始めた。還暦の前後から人々は新たな生活原理を構築しなくてはならない時代を迎えている。

末子の独立を期に、ほとんどの家庭が老夫婦だけとなり、差し向かいの人生が20年にも及ぶことになる。夫婦間の話題もともすれば途切れ勝ちな日々が続く。

「会社人」から「社会人」への切り替えがうまくゆかず、定年を期に長く連れ添うはずの女房から「三下り半」を突き付けられてとまどう男たちも多いという。「サンデー毎日」という表現が現実のものになるとき、余生をどう過ごすかが重要な課題となってくる。そのため生涯教育やカルチャーセンターなどに生き甲斐を求める人が多くなっている。今になって、江戸時代の庶民の生活原理が求められ始めているとも言えよう。

ともあれ、この業界には定年制がないから、余生の心配など余計なことかもしれないが、人生のたそがれ時を迎えて、どうせ生涯教育ならば、教わるよりも教える側でありたいと念じ、カルチャーの講師といった「道楽」の延長線に、「生きざま」の軸足を少しずつ移している当今ではある。

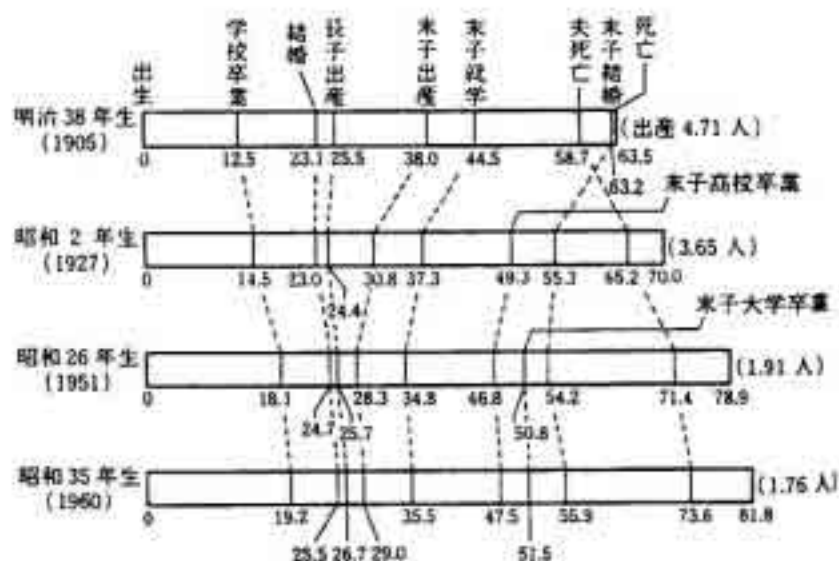


図 世代別にみた女性のライフサイクルの変化
注) 労働省の数値をもとに婦人教育研究会が作成(『統計にみる女性の現状』から)

鹿嶋敬著『男と女 変わる力学』(岩波新書)より転載

限りなく永久に近い境界標識

岩国支部 渡瀬清治

永久境界標識を埋めるようにという指導が行われている。指導が行われるということは、実際には永久境界標識が埋設されていないということの証である。そこで永久境界標識について考えてみた。

1. 永久境界標識の常識

法務省が定めた永久境界標識とは、コンクリート杭をコンクリートで根固めしたものを言うようである。これとほぼ類似した、石の杭をコンクリートで根固めしたものも入る。それに準ずるものとして、鋳や金属板が位置づけられているようである。

2. 永久境界標識への疑問

連合会の研究室で地積測量図の高度化ということが研究されているようである。この中心人物である中川氏によれば、「永久」という言葉に疑問を持つようになり、最近では境界標識と言うようにしているとの先日の山口会の研修会に招かれての発言であった。私も、永久境界標識などというものはありえないということを実務の中から学んだ。

3. 限りなく永久に近い境界標識とは

永久境界標識がないと実務で学んだのであるからといって、そのままでいいという結論は当然には出てこない。では、どうするか。当然プロとして考えるのは、限りなく永久境界標識に近くさせるためにはどうすれば良いか。それは半永久とか永久に準ずるといった言葉の遊びではなく、実際に杭を埋める時にどうすれば良いかということである。

この「永久」ということがないと分かった時に、衝動的に電柱用のコンクリート製のパイルを境界標識として打ち込みた

いということが頭に浮かんだ。もちろん、NTTや電力会社のよく使う長い18m電柱を埋めようということではない。少なくとも60cmという短いものではなく、5.6mのものは埋めたいという気持ちでのコンクリートパイルを思い浮かべたのである。5.6mであれば電力会社が電柱を埋めるときにその掘削機械を持っているから、我々でもその機械を使えば打設機を買わなくても5.6mの深さに埋設する事が出来ると考えたからである。

が、しかしそれはかなり高価なものになるし、杭一本あたりの単価が高くなるから気持ちはコンクリートパイルであるが、実際は一度もやったことがない。

4. 実際にやってきたこと

永久でないと言われる根拠の一つに、人力あるいは機械力でその杭が除去される、あるいは破壊ないし破損させられるということがある。だから、世に言うタミーを置くのである。つまり、埋めた杭の下に、もう一本本物を入れておくのである。したがって杭の一番底は、60cmの杭を2本埋めるのであれば1m20cm地上から下にあることになる。地上に近い一本目の杭がなんらかの理由で除けられても、実はその下にもう一つ同じ杭があるという仕掛である。私はこれをコンクリート杭、プラスチック杭で行ってきた。

又、それでも心もとない地盤の所では、アース棒（1m50cmくらいの長の銅製のアース棒）を打ち込み、その上にプラスチック杭を根固めせずに入れておくということをしてきた。

何故プラスチック杭か。それはコンクリート杭を根固めしても、付近の状況か

らしてなくなりそうな所は簡単になくなるのである。だから、埋めたという印に、単価の安い打設のしやすいプラスチック杭を埋めるのである。が、しかし、本物はその下に1m50cmの長さで設置してあるのである。

又、側溝などの鉄、金属板、刻みを限りなく永久に近づける対策であるが、その金属板の延長上のやはり側溝などの上にドリルで穴をあけ、そこに又接着材を埋め戻すという事をしてきた。これは鉄や金属板が無くなっても、あるいはコンクリートのその部分が欠けても、その仕掛がしてあると分かれば仕掛の方を発見して、この延長線上に元の点がありますと示すことが出来るからである。

はっきり埋設してある、設置してあるということが分かれば取り除かれるが、埋設してあると分からなければ除けようがないという考えからである。

5. それでも地球は動いている。

そんな杭の埋め方について話をしているときに、山口県のどこかでは地上面全体がずれている、即ちある一定方向に移動している地区があるという話を聞いた。均等にある塊が動けばその中では杭さえ打ってあれば問題ないだろうが、ずれる部分とずれない部分との境界辺りでは永久境界標識が他方にせめて来るわけであるから、地上の面積は少なくなる理屈になる。

この問題に直面した時に、杭を埋めることはそんなに意味がないという事に思い至ったのである。原則から言えば、所有権は地下から空中に及ぶとされているから、地上面がずれて行った下の方では土地がなくなり、上の方では土地がだんだん広がることになる。普通の者は、住んでいる地上面積を意識するからおかしな事になる。

例えば、戦争で荒れ野原になった自分の土地がどこかを知ることや、風水害、

土石流などによって影も形もなくなった大地に、自分の所有する部分がどこかを知る方法を考えておく必要からも、公共座標による境界点の表示ということに考えが落ち着いたのである。

今まで考えた地上面がずれたり地上面が影も形もなくなったときの事を考えると、その事態に対処できるのはプロ以外にはありえない。したがって、プロにとって最大の情報を与えてくれる公共座標表示は、今考え得る最高の方法である。これが限りなく永久に近い境界標識である。ただし、この標識は現地には記載されない。書類上図面上の資料として残るものである。

6. 結論

永久境界標識を考えるときには、現地における永久境界標識と資料・図面上での永久境界標識の二つに分ける必要があろう。今述べたことによって、図面や資料上での永久境界標識は公共座標によって達成されるということが分かった。

現地で永久境界標識は何かというと、それはその場その場の状況に合わせた限りなく永久に近い標識群であろう。この標識グループは、境界点に一個コンクリート杭を埋めるだけで満たされるという性質のものではない。その逃げや控えや引照点と言われるもの、あるいは二重杭、組合せ杭といったような通常人が想像しえないような仕掛をする事によって、初めて限りなく永久に近い杭となろう。

以上

山口地方法務局ファクシミリ番号が変わりました。

変更後 (0839) 33-1035

事務局だより

会報報告

2月1日(月)不動産登記制度記念行事
 登記無料相談開設
 5日(金)財務部会
 7日(土)日調連冊基大会
 9日(火)綱紀委員会
 12日(金)中プロ総務・広報担当者会議
 20日(土)ボーリング大会
 24日(水)役員推薦委員会(第2回)
 26日(金)部長会
 3月2日(火)新入会員研修会
 4日(木)財務部会

9日(火)総務・広報部会
 19日(金)企画委員会
 24日(水)役員推薦委員会
 30日(火)総務・広報部会
 30日(火)新入会員研修会(追加)
 4月1日(木)表示登記無料相談(13会場)
 13日(火)監査会
 20日(火)理事会支部長会
 23日(金)法司調三者協議会

行事予定

5月27日(木)調査士会定例総会

会員移動状況

1. 会員入脱会状況

支部	氏名	年月日	入脱会	入会会員事務所	電話
下関	柴田 浩志	5.2.10	入会	下関市細江町3-45	0832-31-1216
岩国	朝枝 慎	5.2.30	廃業		
山口	大田 浩	5.3.1	入会	吉敷郡小郡町大字下郷1430の3	08397-3-0796
岩国	水戸 謙一	5.3.30	廃業		
山口	小倉 六治	5.3.31	〃		
〃	長井 信男	5.3.31	〃		

2. 事務所・住所変更

支部	氏名	年月日	変更事項	変更後	電話
山口	竹内 勤二	4.10.10	住所	山口市旭通り1丁目1-10-1103号	0839-32-3557
萩	藤津 浩	4.11.10	〃	長門市西深川1371番地の10	08372-2-5256
〃	〃	5.1.1	事務所	〃 1371番地の3	08372-2-5256
〃	片山修一郎	5.3.9	〃	萩市瓦町61番地	0838-26-3188
山口	福田 裕之	5.4.1	〃	山口市中市町7番2号	0839-24-3618
〃	和田 祐二	〃	〃	山口市黄金町1番11号	0839-20-0802
下関	義満 一	〃	〃	下関市細江新町3番45号	0832-35-8990